

大 個 審 第 21 号
(答 申 第 395 号)
令和5年11月21日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 丸山 敦裕

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

令和5年10月26日付け市行第2864号で諮問のありました「住民基本台帳法の改正に伴う大阪府住民基本台帳法施行条例の改正について」については、本審議会による審議の結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に条例改正の理由及び内容は妥当であり、対象となる個人情報を条例に基づいて利用することは、適当なものと認めます。

なお、運用にあたっては、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

- 1 附票本人確認情報の利用にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底など、セキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。